

## 長野県告示第463号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成30年7月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松村薬局	飯田市山本1649-3	平成30年4月1日
医療法人さかえ会 さかえクリニック	中野市小田中213-1	平成30年4月1日
いまここ診療所	南佐久郡佐久穂町大字高野町1500-40	平成30年5月1日
三木クリニック	佐久市岩村田2013-4	平成30年5月1日
関口内科クリニック	佐久市中込405番地	平成30年5月1日
小町屋歯科医院	駒ヶ根市赤須東1番22号	平成30年5月1日
梓川ききょう薬局	松本市梓川倭2237-1	平成30年4月1日
ニコニコ薬局 今井店	松本市今井1214-1	平成30年5月1日
モリキ上田芳田薬局	上田市芳田1505-2	平成30年5月1日
さくら血管病クリニック	松本市島立328-1	平成30年4月1日
いちょう並木クリニック	諏訪市四賀2417-2	平成30年5月1日
松本市四賀の里クリニック	松本市会田1535番地1	平成30年4月1日

## 2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社Affection	飯田市鼎上茶屋3340-1 味の万世2F	訪問看護ステーション affection	飯田市鼎上茶屋3340-1 味の万世2F	平成30年5月1日

地域福祉課

## 長野県告示第464号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年7月26日

長野県知事 阿部 守一

## 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
共創未来 駒ヶ根薬局	駒ヶ根市赤穂1362-4	共創未来 駒ヶ根薬局	スクエア薬局 駒ヶ根店	平成30年 4月23日
こまつ薬局	松本市渚1-7-38	小松 克也	秋山 和江	平成30年 4月15日

並柳クリーン薬局	松本市並柳1丁目26番14号	杉澤 哲	伊藤 雅章	平成30年 3月19日
共創未来 クローバー薬局	諏訪市中洲5680-1	共創未来 クローバー薬局	クローバー薬局	平成30年 4月23日
医療法人アレックス 佐久平 整形外科クリニック	佐久市岩村田1311-7	土屋 篤嗣	澁川 正人	平成30年 4月1日
飯田下伊那薬剤師会会営薬局	飯田市知久町4-1210-1	牧内 俊貴	吉沢 美智子	平成30年 4月1日
たけまえ医院	須坂市墨坂5-26-33	須坂市墨坂5-26-33	須坂市墨坂2-15-35	平成30年 5月7日
長野県立こころの医療センター 駒ヶ根	駒ヶ根市下平2901番地	埴原 秋児	樋掛 忠彦	平成30年 4月1日
寿ヶ丘薬局	松本市村井町南2丁目19番13号	寿ヶ丘薬局	村井そよかぜ薬局	平成30年 5月1日
社会医療法人財団慈泉会相澤 東病院	松本市本庄2丁目11番16号	内科、リハビリテーション科、 消化器内科、脳神経内科、神 経内科、形成外科	内科、リハビリテーション科、 消化器内科、神経内科、形成 外科	平成30年 5月1日
りんどう薬局	須坂市墨坂5丁目26-35	須坂市墨坂5丁目26-35	須坂市臥竜2丁目13-1	平成30年 5月3日
わかば薬局こさと	上田市古里1927-1	管理薬剤師 藤森完爾	管理薬剤師 関洋一	平成30年 4月1日
なが池薬局	上田市上田原1329-8	須坂市墨坂5丁目26-35	上田市中央西1-5-41	平成30年 5月1日
クスリのアオキ上田原薬局	上田市神畑字鳥居先135番地	大倉房子	池田留美子	平成30年 4月21日

地域福祉課

長野県告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年7月26日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
村井そよかぜ薬局	松本市村井町南2丁目19番13号	平成30年5月1日
中山歯科クリニック	北佐久郡御代田町馬瀬口1625-132	平成30年6月1日
太田歯科医院	飯田市小伝馬町2-3605	平成30年4月1日

地域福祉課

長野県告示第466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年7月26日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
千寿堂 高嶋薬局	松本市梓川倭2237-1	平成30年3月31日
寿ヶ丘薬局	松本市中山7407番地7	平成30年4月30日
中野医院	松本市波田5125番地1号	平成30年4月30日
小町谷歯科医院	駒ヶ根市赤須東1番22号	平成30年4月30日
松本市国民健康保険会田病院	松本市会田1535番地1	平成30年3月31日

地域福祉課

## 長野県告示第467号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成30年7月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 施術者

氏 名	住 所	指定年月日
二村 宗良	松本市深志3-7-2 エポックビル402	平成30年4月1日
土屋 拓美	北佐久郡御代田町大字御代田3718-1	平成30年4月1日

## 2 施術所

名 称	所 在 地	指定年月日
在宅マッサージ～きふく～	松本市里山辺3263 パルテンスM101	平成30年4月1日
かのう整骨院	東御市和822-1 フレグランス グ・カーボ A102号	平成30年4月1日

地域福祉課

## 長野県告示第468号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年7月26日

長野県知事 阿部 守一

施術所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
みよた接骨院コンディショニングセンター	北佐久郡御代田町大字御代田小田井1652	東御市御牧原3202	佐久市塚原1036ヴィレッジ常田A101	平成29年11月1日
あずさ治療院	松本市大字松原30-23	松本市大字松原30-23	松本市並柳2-12-34-313 アコール並柳	平成30年5月1日

地域福祉課

**長野県告示第469号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年 7月26日

長野県知事 阿部 守一

施術者

氏名	施術所の名称	施術所の住所	廃止年月日
土屋拓美	堀込鍼灸接骨院	佐久市岩村田1843-5	平成30年4月1日

地域福祉課

**長野県告示第470号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成30年 7月26日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 介護老人福祉施設）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 ジェイエー長野会	特別養護老人ホーム （従来型）	こうみの里 南佐久郡小海町大字小海3130番地4	平成30年7月16日
社会福祉法人 ジェイエー長野会	特別養護老人ホーム （ユニット型）	こうみの里 南佐久郡小海町大字小海3130番地4	平成30年7月16日

（登録特定行為事業者 短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 ジェイエー長野会	特別養護老人ホーム （従来型）	こうみの里 南佐久郡小海町大字小海3130番地4	平成30年7月16日
社会福祉法人 ジェイエー長野会	特別養護老人ホーム （ユニット型）	こうみの里 南佐久郡小海町大字小海3130番地4	平成30年7月16日

（登録特定行為事業者 介護予防短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 ジェイエー長野会	特別養護老人ホーム （従来型）	こうみの里 南佐久郡小海町大字小海3130番地4	平成30年7月16日
社会福祉法人 ジェイエー長野会	特別養護老人ホーム （ユニット型）	こうみの里 南佐久郡小海町大字小海3130番地4	平成30年7月16日

介護支援課

**長野県告示第471号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたの

で、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年 7月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
坂城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
坂城都市計画下水道事業 坂城町市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成5年9月5日から  
平成36年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

生活排水課

長野県告示第472号

原村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年7月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（原村基盤地図修正）
- 2 作業期間  
平成30年6月20日から平成30年12月26日まで
- 3 作業地域  
諏訪郡原村

建設政策課

長野県大町建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年8月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年7月26日

長野県大町建設事務所長 清水 孝二

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 148号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡白馬村大字神城字滝沢1659番の18地先から 北安曇郡白馬村大字神城字相沢7039番地先まで	旧	12.4~25.4	0.9905
同 上	新	14.2~25.4	0.9905

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年8月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年7月26日

長野県大町建設事務所長 清水 孝二

- 1 路線名 148号
- 2 供用を開始する区間  
北安曇郡白馬村大字神城字滝沢1659番の18地先から  
北安曇郡白馬村大字神城字相沢7039番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年7月26日

道路管理課

長野県教育委員会告示第5号

平成31年度長野県立高等学校入学選抜要綱を次のとおり定めました。

平成30年7月26日

長野県教育委員会

- 1 要綱の名称  
平成31年度長野県立高等学校入学選抜要綱
- 2 要綱の内容  
要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ（<http://www.w.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/jukense/index.html>）に掲載しました。

高校教育課

長野県公安委員会告示第10号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり住所及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第2項に規定する事業を行う事務所の所在地の変更の届出がありました。

平成30年7月26日

長野県公安委員会委員長 山浦 悦子

- 1 指定を受けた者の名称  
特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター
- 2 変更事項
  - (1) 住所  
変更後 長野市大字南長野南県町685番地2号  
変更前 長野市大字南長野字幅下692番地2号
  - (2) 法第23条第2項に規定する事業を行う事務所の所在地  
変更後 事務局  
長野市大字南長野南県町685番地2号  
長野県食糧会館内  
事務局（長野相談室）  
長野市大字南長野南県町685番地2号  
長野県食糧会館内  
変更前 事務局

長野市大字南長野字幅下692番地2号  
長野県庁東庁舎内  
事務局(長野相談室) 長野市南県町685番地2  
長野県食糧会館内

選挙管理委員会

3 変更年月日  
平成30年7月27日

警務課

選告示第44号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成30年7月26日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

別表中

35,161	35,354
319,752	320,960
105,697	106,417
66,028	66,573
46,647	46,881
19,879	19,912
28,053	28,183
13,735	13,822
19,334	19,402
11,879	11,949
18,751	18,859
9,068	9,125
18,559	18,615
7,990	8,014
6,698	6,714
21,753	21,885
18,590	18,756
39,510	39,765
21,298	21,384
8,419	8,451
27,334	27,472
7,089	7,109
22,863	22,971
16,888	16,949
8,026	8,064
6,458	6,458
8,910	8,930
6,556	6,574

を

に改める。

長野県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年7月26日

長野県監査委員

田口敏子  
西沢利雄  
西沢昭子  
西沢正隆

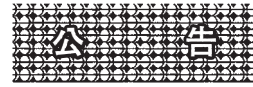
1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
市村洋平	長野県長野市高田408-15

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成30年7月23日から平成31年3月31日まで

監査委員事務局



公告

長野県神川沿岸土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成30年7月26日

長野県上田地域振興局長 佐藤則之

理事

新任

氏名 住所  
安田肇 上田市殿城911番地

農地整備課

公告

塩尻市奈良井川土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成30年7月26日

長野県松本地域振興局長 小野浩美

理事

新任

氏名 住所  
百瀬雅敏 塩尻市大字広丘郷原921番地1

農地整備課